

伊万里市SAGAゼロカーボン加速化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、家庭部門における脱炭素社会の実現に向け、家庭用の自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池を合わせて導入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。）、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）、伊万里市補助金等交付規則（平成9年規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、又は補助対象事業（次条に規定する補助対象事業をいう。次号及び第3号において同じ。）を実施する年度の3月31日までに市内に住所を有する予定である者
- (2) 補助対象事業により導入する設備を設置する住宅（戸建の家屋であって、現に住居として使用され、又は住居として使用される予定のものをいう。以下同じ。）に居住し、又は居住する予定である者
- (3) 補助対象事業について、この補助金、国からの他の補助金、助成金その他これらに類する交付金の交付を受けた者が同一世帯内にいないこと。
- (4) 市税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、過去にこの補助金の交付を受けた者は、補助対象者としなない。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市

内に所在する住宅（これらの住宅の敷地内を含む。）に別表第1に掲げる要件を満たす太陽光発電設備及び蓄電池（以下「補助対象設備」という。）を同時に導入する事業とする。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費（機器保証料並びに消費税及び地方消費税を除く。）であって、国実施要領別表1に定める経費とし、補助金の額及び上限額は、別表第2に掲げるとおりとする。

（交付の申請）

第5条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書は、様式第1号のとおりとし、必要な書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

（交付の条件等）

第6条 規則第5条の規定により付する補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容を変更する場合においては、市長の承認を受けること。ただし、第8条第3項に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 補助対象事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付）に準じ、県内企業からの調達に努めること。
- (4) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (5) 補助対象事業が予定の期間に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (6) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿、証拠書類等（以下「帳簿等」という。）を整備し、事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

- (7) 規則第 8 条第 1 項各号又は規則第 1 6 条各号に規定する事項が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。
- (8) 補助対象事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、第 1 4 条第 1 項に規定する財産処分の制限期間中、帳簿等に加え、財産管理台帳その他関係書類を整備し、保管すること。
- (9) 取得財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図ること。
- (10) 取得財産については、第 1 4 条第 1 項に規定する財産処分の制限期間中、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならないこと。ただし、補助金の全部に相当する額を市に納付した場合は、この限りでない。
- (11) 規則第 1 8 条本文の規定により市長の承認を受けて取得財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

- 2 交付決定よりも前に着手した事業は、原則として補助の対象としない。ただし、やむを得ない理由により、交付決定の前に着手する必要がある場合において、あらかじめ、伊万里市 S A G A ゼロカーボン加速化事業補助金事前着手届（様式第 2 号）を市長に提出することで、補助対象事業に事前着手することができる。

（決定の通知等）

第 7 条 規則第 6 条に規定する補助金等交付決定通知書は、様式第 3 号のとおりとする。

- 2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、伊万里市 S A G A ゼロカーボン加速化事業補助金交付申請却下通知書（様式第 4 号）により補助金の交付の申請をした者に対し通知するものとする。

（補助対象事業の変更）

第 8 条 規則第 8 条第 1 項に規定する補助事業等変更承認申請書は、様式第 5 号のとおりとする。

2 規則第 8 条第 3 項に規定する補助金等交付変更通知書は、様式第 6 号のとおりとする。

3 補助対象事業の変更の承認を要しない軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

(1) 補助対象事業の目的の変更

(2) 補助金の額の変更を伴う補助対象経費の変更又は補助対象経費の額の 20 パーセントを超える変更

(3) 補助対象事業の実施場所の変更

(4) 補助対象設備の規模、主要構造又は主要機能の大幅な変更

(5) 補助対象事業の中止又は廃止

(6) その他補助対象事業の内容の大幅な変更

(実績報告)

第 9 条 規則第 12 条に規定する補助事業等実績報告書は、様式第 7 号のとおりとし、必要書類を添えて、補助対象事業の完了の日から起算して 30 日以内又は市長が定める日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 10 条 規則第 13 条に規定する補助金等確定通知書は、様式第 8 号のとおりとする。

(補助金の交付)

第 11 条 規則第 15 条第 1 項に規定する補助金等交付請求書は、様式第 9 号のとおりとする。

(補助金の返還)

第 12 条 規則第 17 条に規定する補助金等返還命令書は、様式第 10 号のとおりとする。

(財産の管理)

第13条 補助対象者は、次条第1項の機関内において、天災地変その他自らの責めに帰することのできない理由により、取得財産が毀損し、又は滅失したときは、伊万里市SAGAゼロカーボン加速化事業補助金財産毀損・滅失届出書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第14条 規則第18条ただし書の規定による財産処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

2 前項の期間内において、取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ、伊万里市SAGAゼロカーボン加速化事業補助金財産処分承認申請書（様式第12号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則（令和8年告示第68号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に補助金の交付の決定を受けた者に対するこの要綱の規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則（令和8年告示第167号）

この要綱は、告示の日から施行し、同日以後に交付の決定をする補助金から適用する。

別表第 1（第 3 条関係）

区分	要件
太陽光発電設備 （自家消費型）	ア 事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 イ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度（F I T）の認定を取得しないこと。 ウ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 エ 太陽光発電設備で発電して消費する電力量（自家消費量）を、当該太陽光発電設備で発電する電力量の 30 パーセント以上とすること。 オ 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値が 10 kW 未満であること。 カ 発電量を計測する機器を備えること。 キ 各種法令等を遵守した設備であること。 ク 商用化され、導入実績があるものであること。 ケ 中古設備でないこと。 コ P P A（エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再エネ発電設備で発電した電気を、需要家が電気と環境価値が紐付く状態で調達し、消費する契約形態をいう。以下同じ。）又はリースにより導入されるものでないこと。 サ 住宅のある敷地内に設置するものであること。 シ 住宅兼店舗、事業所等の場合にあっては、発電した電力を住宅兼店舗、事業所等を除く住宅部分でのみ消費すること。

	ス ソーラーカーポート又は建材一体型太陽光発電設備ではないこと。 セ その他国実施要領別紙２の２．ア（ア）に定める交付要件を満たす太陽光発電設備であること。
蓄電池	ア この事業により導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。 イ 家庭用蓄電池（２０ｋＷｈ未満）であること。 ウ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 エ 導入価格（設置に係る工事費を含む。）が１ｋＷｈ当たり１２．５万円以下のものとなるよう努めること。 オ 各種法令等を遵守した設備であること。 カ 商用化され、導入実績があるものであること。 キ 中古設備でないこと。 ク ＰＰＡ又はリースにより導入されるものでないこと。 ケ 定置用であること。 コ 住宅兼店舗、事業所等の場合にあつては、蓄電した電力を住宅兼店舗、事業所等を除く住宅部分でのみ消費すること。 サ その他国実施要領別紙２の２．ア（イ）に定める交付要件を満たす蓄電池であること。

備考

- 1 補助対象設備の増設を行う事業は、補助の対象外とする。ただし、既存の設備を全て撤去し、新たに補助対象設備の要件を満たす設備を導入する場合は、補助の対象とする。
- 2 太陽光発電設備及び蓄電池は、必ずセットで導入すること。
- 3 補助対象設備を設置する住宅は、原則、自らが所有するものとする。ただし、申請者以外に当該住宅の所有者がいる場合又は自らの所有でない場合は、当該所有者全員の承諾を得ていること。

別表第 2（第 4 条関係）

区分	補助金の額	補助金の 上限額
太陽光 発電設 備（自 家消費 型）	太陽電池モジュールの J I S 等に基づく公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（単位 k W、小数点以下は切り捨てる。）に 1 k W 当たり 7 万円を乗じて得た額	3 5 万円
蓄電池	次に掲げる方法により算定した額とする。 (1) 補助対象経費を蓄電池の定格容量（単位 k W h、小数点第二以下は切り捨てる。以下同じ。）で除して得た額を算出する。 (2) 前号の規定により算出した額が 1 k W h 当たり 1 4 . 1 万円を超える場合は 1 k W h 当たり 1 4 . 1 万円とし、1 4 . 1 万円以下の場合は当該算出した額とする。 (3) 前号の規定により算出した額に 3 分の 1 を乗じ、これに蓄電池の定格容量を乗じて得た額（1 , 0 0 0 円未満の端数は切り捨てる。）を補助金の額とする。	4 7 万円